

筑西広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

昭和63年1月27日

規則第1号

改正	平成2年3月20日規則第6号	平成11年3月24日規則第6号
	平成16年3月31日規則第7号	平成17年10月1日規則第10号
	平成17年10月1日規則第12号	平成17年11月29日規則第15号
	平成21年3月24日規則第1号	平成21年6月8日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例（昭和62年組合条例第2号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をいう。
- (2) 条例 筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例をいう。
- (3) 管理者 筑西広域市町村圏事務組合管理者をいう。
- (4) 組合 筑西広域市町村圏事務組合をいう。
- (5) 構成市 筑西広域市町村圏事務組合規約（昭和51年県地指令第665号）第3条の表中第6項の右欄に掲げる市をいう。ただし、法に規定するし尿の処分に関することについては、同表中第13項の右欄に掲げる市をいう。

(一般廃棄物処理計画)

第3条 管理者は、法第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理計画を作成する場合は、構成市と協議しなければならない。その計画を変更する場合も同様とする。

(多量の廃棄物排出の届出)

第4条 法第6条の2第5項に規定する事業活動に伴い生ずる多量の一般廃棄物とは、1日20キログラム以上又は1立方メートル以上排出される一般廃棄物をいう。

- 2 前項に規定する多量の一般廃棄物を排出する者は、多量の廃棄物排出届（様式1）を当該排出する者が属する構成市を経由して管理者に届け出なければならない。
- 3 前項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の届出をする場合に準用する。

(手数料の納入)

第5条 条例第2条第1項第2号ア及び同条第2項に規定する廃棄物処理手数料は、廃棄物処理手数料納付書（様式2）により納入するものとする。

- 2 条例第2条第1項第2号イに規定する廃棄物の処理手数料は、納入通知書（様式3）により納入するものとする。

(手数料の免除及び減額)

第6条 条例第3条の規定に基づき手数料の免除又は減額を受けようとするものは、一般廃棄物処理手数料免除・減額申請書（様式4）を管理者に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、一般廃棄物処理手数料免除・減額許可証（様式5）を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前になされた一般廃棄物処理業の許可その他の処分は、この規則に基づいてなされたものとみなす。

附 則 (平成 2 年 3 月 20 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 24 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 31 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 10 月 1 日規則第 10 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可を申請している者及び既に当該許可を受けている者に係る事項については、平成 18 年 3 月 31 日までの間、改正後の筑西広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 17 年 10 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 11 月 29 日規則第 15 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (以下「改正後の施行細則」という。) の規定は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例の一部を改正する条例 (平成 17 年組合条例第 8 号) 附則第 2 項の規定により、なお従前の例とされる許可申請手数料等の納入並びに免除及び減額については、改正後の施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 21 年 3 月 24 日規則第 1 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 6 月 8 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則は、平成 21 年 5 月 1 日から適用する。

様式 (省略)